平成28年度 第一回大山崎町入札監視委員会 会議概要

日 時 : 平成28年7月29日(金)午前10時00分~午前11時15分

場 所 : 大山崎町役場3階 防災会議室

出席者 : 委員=宇野委員、權藤委員、志部委員

事務局=本部政策総務課長、中村管財係リーダー、宮田管財係員 発注担当課=天野理事兼建設課長、阪口地域整備係リーダー

吉田下水道係リーダー、武田学校教育係リーダー

傍聴者 : 1名

≪会議の概要≫

- 1. 開会
- 2. 入札及び契約手続き等の運用状況の報告について
- (1) 平成27年12月1日から平成28年4月30日までに契約した工事案件について報告
 - ・工事希望型指名競争入札により契約した案件は5件。
 - ・指名競争入札により契約した案件は1件。
 - ・随意契約(予定価格が130万円を超えるもの)により契約した案件は2件。
- (2) 平成27年12月1日から平成28年4月30日までに行った指名停止措置状況 の報告
 - ・大山崎町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第1号(2)「贈賄」 に該当する事案が発生したため、1者に対し、9箇月の指名停止措置を行った。
- (3) 平成27年12月1日から平成28年4月30日までに行った再苦情処理状況の報告
 - ・該当案件なし
- 3. 抽出事案の審議について
- (1) 審議案件

【工事希望型指名競争入札】

- ①円明寺が丘団地人孔修繕工事
- ②電動コミュニティポール改修工事
- ③下植野団地側溝改修その6工事

【指名競争入札】

④町道大山崎線第73·75号復旧工事

【随意契約(予定価格130万円を超えるもの)】

- ⑤大山崎町立第二大山崎小学校ガス配管改修工事
- ⑥下植野雨水排水ポンプ場 3 号ポンプ補機類整備工事

(2) 審議経過について

【主な質疑応答】

- ①円明寺が丘団地人孔修繕工事(発注担当課:上下水道課)
 - (委員)入札参加業者5者のうち3者が辞退となっているが、辞退業者には指名停止等のペナルティを科しているのか。
 - (事務局) 正当な理由がある場合の辞退は指名停止措置の対象外となっているため、 正当な理由による辞退については、指名停止措置は科していない。
 - (委 員)辞退が出た場合の辞退理由について、町で調査することはあるのか。
 - (事務局)辞退理由については、辞退届出書に記載していただいており、調査等は行っていない。
 - (委員) 今回の案件の辞退理由はどういった理由なのか。
 - (事務局) 積算した結果、予定価格を超過するために辞退という理由になっている。
 - (委員長) 積算した結果、予定価格を超過するということは、町の積算基準と民間の 積算基準が合わなくなっているということなのか。
 - (事務局)工事を発注する場合の設計金額の積算については公共単価を用いており、 また、今回の案件については2者参加されているため、適正な積算に基づ いた設計金額であると考えている。
- ②電動コミュニティポール改修工事(発注担当課:政策総務課)

- (委員)入札金額が同額でくじとなっているが、くじの方法はどのように行っているのか。
- (事務局) 開札に立ち会っていただく「開札立会人」を入札参加業者の中から本町が 一定の基準に従い選定し、「開札立会人」立ち会いのうえで開札を執行し ている。その開札の結果、入札金額が同額でとなった場合は、開札立会人 にくじを引いていただき、落札者を決定している。
- (委員長) 今回発注している工事種別の「建築一式工事」で、今回の案件の参加対象 となる業者数はどの程度なのか。他の業種と比べると登録業者数は少なく なっているのか。
- (事務局)本町に本店、支店又は営業所があり登録されている業者数は、7者となっており、他の業種の登録者数と比べると多くはなっている。
- (委員)2者しか参加されていないが、年末のため、他にも請け負っている工事が 多数あるために参加して来られないのか、その辺りの状況は把握している のか。
- (事務局) そこまでの状況については把握していない。
- (委員長) 今回の工事は、コミュニティポールを設置した業者でなくとも、建築一式 工事の業者であれば改修工事を行えるということで、発注をされたという ことか。
- (担当課) 一部を下請けに発注されるかとは思うが、建築一式工事の業者が元請けと して受注可能な工事であることから入札により発注を行った。
- (委員)参加業者数のことについてだが、2者の参加というのは少なく、公平性が保たれているのかと感じる。それぞれ抱えておられる技術者の人数や他で請け負っている工事の状況などで参加できないのかもしれないが。
- (事務局)公平性につきましては、対象となる登録業者7者とも参加できる要件には しており、公平性は保たれていると考えている。参加されない理由につい ては、配置技術者の関係や他で請け負っている工事の状況など、さまざま 事情があるかと思うが、そこまでは把握していない。
- (委員)今回の工事は2者での入札であったが、工事の完了までに問題等はあった

のか。

- (担当課) 特に問題等なく、工事は完了した。
- (委員長) 今回の工事で、配置予定技術者の専任配置などの要件を求めていたのか。
- (事務局) 今回の工事の発注金額では、配置予定技術者の専任配置の要件は求めていない。
- ③下植野団地側溝改修その6工事(発注担当課:建設課)
 - (委員) 今回の工事の参加業者は、大山崎町内に営業所などを構えておられる業者 となっているのか。
 - (事務局) 今回の案件に参加できる業者は町内業者としているが、本町における町内 業者の定義としては、大山崎町内に本店、支店又は営業所があることとし ている。
 - (委員長)入札に参加できる業者の地域要件は、工事の規模によって範囲を決めているのか。規模が大きくなれば、地域要件の範囲は広げることとなるのか。
 - (事務局) 大山崎町競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準に従い、設計金額が大きくなれば地域要件の範囲も広げていくこととしている。また業種によって、登録業者数も違うため、業種によって地域要件の広げ方を変えている。
 - (委員長) 競争性は確保する必要があるため、適正な地域要件の設定を今後もしてい ただきたい。
 - (委員)入札金額が最低制限価格に集中し、結果、くじとなっているが、これによって工事に影響はないのか。
 - (事務局) 入札参加業者は当該工事に掛かる費用を積算し入札していただいているため、適正に工事は執行していただいている。しかし、実際はくじが多く、他の自治体でも事後公表としている自治体も増えてきていることから、最低制限価格の事後公表については課題であると認識している。
 - (委員) 工事完了後の評価というのは行っているのか。
 - (事務局) 工事完了後の検査は行っているが、評価し、点数化する評点制度は行って

- ④町道大山崎線第73·75号復旧工事(発注担当課:建設課)
 - (委員) 指名業者の選定理由として同種工事の実績を求めているが、どういった工事の実績を求めていたのか。
 - (事務局) 今回の工事が災害復旧工事の法面工事となっているため、過去に同様の工事の実績を有することを求めている。
 - (委員) 今回は、町内業者の中でこの実績を有する全ての業者を指名しているとい うことなのか。
 - (事務局) 町内業者で実績を有する業者全社を指名している。
 - (委 長) 今回の案件も辞退者が出て、結果、1者の参加となっているが、大山崎町 の契約規則の中で、なるべく3者以上を指名しなければならないとあるが、 これとの兼ね合いはどうなのか。
 - (事務局) 今回の案件は、業者指名の段階では、5者指名している。しかし、その後、 入札に至るまでに4者が辞退という経過となっている。
 - (委員長) 災害のため、早急に復旧する必要があることから、入札までの時間を短縮できる指名型の入札を実施したとのことだが、公募型の入札を比べてどの程度短縮できるのか。
 - (事務局) 概ね半月程度は短縮できることとなる。
 - (委員長) 指名通知から入札までが7日間となっているが、この期間で入札参加業者 からすると積算できる期間となっているのか。この期間が通常一般的であ るのか。
 - (事務局) 通常の場合はもう少し期間を設けているが、今回の案件は急を要するということでこの期間までに短縮して設定させていただいた。
 - (委員長)辞退の理由が、積算期間が短いため、辞退したのではという懸念があるが。
 - (事務局) 今回の案件の辞退理由としては、積算した結果、予定価格を超過するという理由と、配置できる技術者がいないという理由である。
 - (委員)登録業者何者中、5者を指名したのか。

- (事務局) 土木一式工事の町内業者の登録者数は11者となっており、その中から5 者を指名した。
- (委員) 落札率が高く、入札辞退も多くなっているが、今回の案件についても設計 金額は公共単価から積算しているのか。
- (事務局) そのとおりである。
- (委員長) 指名を行ったのが27年度となっているが、予算としては平成27年度予算となっているのか。
- (担当課) 平成27年度予算となっている。平成27年夏に被災し、年末に補正予算 を組み、その後、詳細設計等を行ったため、この時期に工事発注となった。
- (委員長) 詳細設計も外注されたのか。そのためにこの時期になってしまったという ことか。
- (担当課) そのとおりである。
- (委員)辞退者が多いが、辞退者に対する対策等は考えていないのか。
- (事務局)辞退理由は、技術者不足や他で請け負っている工事などそれぞれ業者のご 都合もあり、正当な理由での辞退については、特に対応等は考えていない。
- (委員)辞退が多いからといってペナルティを科してしまうと入札参加者が減って しまう可能性も考えられため、入札参加業者の対象地域を広げて発注する といったことも併せて考える必要がある。この問題は、個別に考えるので はなく、さまざまなことを総合的に考えていく必要がある。
- (委員長)競争性を高める必要はあるが、辞退理由にはそれぞれ理由があり、他に請け負っている工事や入札参加状況等により、技術者が不足することなども 考えられるため、難しい問題ではあると思う。
- ⑤大山崎町立第二大山崎小学校ガス配管改修工事(発注担当課:学校教育課)
 - (委員) "単価については見積単価表において規定された単価"となっているが、 客観的に信頼性のある単価なのか。
 - (担当課) 大阪ガス㈱で定められている単価である。
 - (委員)他に見積り合わせを行える業者はなかったのか。

- (担当課)ガス配管工事を行える業者は他にもおられるが、今回の工事は、大阪ガス が管理者である第二大山崎小学校の敷地外にある引込管の工事を本工事 に併せて行うということであったため、大阪ガスへ発注したものである。
- (委員) 管工事の場合は常に大阪ガスに発注しているのか。
- (担当課) 常に大阪ガスに発注しているということではない。通常は入札で発注している。
- (委員長) 今回の工事は、大阪ガスが小学校の敷地外で行う工事とタイミングを合わせることで、より効率的に工事が施工できるということでよいか。
- (担当課) お見込みのとおりである。
- ⑥下植野雨水排水ポンプ場 3 号ポンプ補機類整備工事(発注担当課:上下水道課)
 - (委員) 今回のポンプ補機類関係の当初の施工は、今回の受注者が行ったのか。
 - (担当課) そのとおりであり、緊急時の対応も従前から行っていただいている。
 - (委員) 今回の工事はどういった内容なのか。
 - (担当課) ポンプ内部にあるプロペラなどの摩耗の点検やオイル交換等を行うなど、 オーバーホールを行ったという工事内容である。
 - (委員) この工事は、今回発注した業者でないと施工できない複雑な工事なのか。
 - (担当課)専門性が高い工事ではあり、他の業者が行った場合の重大な支障等のリスクを避けるため、製品の製造を行い、構造等を熟知した業者へ発注したものである。
 - (委員) 今回の工事の予価格はどのように設定しているのか。
 - (担当課) 市場価格を用いた見積書や公共単価から本町で設計・積算を行い、予定価格を定めている。

(3) 審議結果(まとめ) について

今回審議した6案件ともに、入札事務は適正に執行されていると考える。

4. その他

- (1) 大山崎町競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準の改正について
 - ・上記基準の一部を平成28年6月1日に改正したため、事務局から改正部分の説明
- (2) 次回委員会のスケジュール
 - ・事務局から次回委員会のスケジュールを確認
- 5. 閉 会